

おいしい鳥取PR推進事業

事業の目的

販路開拓・消費拡大のための以下のような取組みに対して支援する。
県外の消費者等と産地交流を行うツアー等の開催による消費拡大
県外で行われる見本市等への出展、県外店舗での試食販売など、県外販路開拓
県外小売店における1月以上のテスト販売や複数回の試食販売による県外販路の定着化

対象者

- (1) 農林業経営体又は漁業者(食のみやこ鳥取ブランド団体交付金の交付対象団体は除く)
- (2) (1)で構成する任意組織
- (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、任意組織又は組合
- (4) 鳥取県内の農林水産物を使用した小規模な食品加工製造事業者

支援の内容

販路開拓・消費拡大のための取組みに要する次の経費を補助する。(同一内容の取組みについては、初めて本補助金の交付を受けた年度から3年度以内の事業に限る)

【消費者等交流】県外の消費者等との産地交流を行うツアー等の開催に要する経費(旅費、バス借上代、招へい者の食事代、保険代、消耗品費など) 対象者(4)は対象外

【販路開拓】県外の小売店等での試食販売、展示会の開催、見本市への出展など、県外販路開拓に要する経費(旅費、輸送費、広報費、会場装飾費、使用賃借料、出展料、消耗品費など) 対象者(4)は対象外

【販路定着化】県外の小売店と連携して行う1月以上のテスト販売に要する経費又は同一店舗で年4回以上の試食販売に要する経費(旅費、輸送費、広報費、会場装飾費など)

補助金額・補助率

【補助率】経費の1/2を補助する。

【単年度補助上限額】

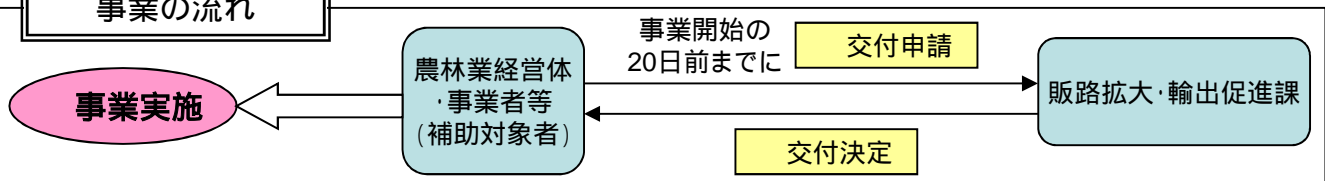
消費者等交流事業 150千円(任意組織で補助事業参加者が4構成者以上の場合には300千円)

販路開拓事業 150千円(任意組織で補助事業参加者が4構成者以上の場合には300千円)

販路定着化事業 200千円(任意組織で補助事業参加者が4構成者以上の場合には400千円)

一連の事業だと明らかに認められる事業を年度をまたがり実施する場合は、複数年度合計で単年度分の補助限度額を適用する。

事業の流れ



担当部署電話番号

市場開拓局販路拡大・輸出促進課 国内販路拡大・民芸振興担当 電話 0857 - 26 - 7833